

## わが国商法上の財産評価問題の遡及的考察

### Retroactive Examination on the Valuation of Assets

### Under the Japanese Commercial Code

田中 章介

TANAKA Shosuke

和文要旨：わが国商法は計算書類に関わる財産評価の一般原則及びその他の基本的事項を規定している。したがって、商法（明治 32（1899）年公布）は、わが国の財務会計及び報告の慣行にとって最重要のものといえる。

その商法（明治新商法）の下では、評価の重点は債権者利益の保護の理念に置かれており、その結果、歴史的な原価又は取得原価に基づく利益測定よりもむしろ、売却価値又は市場価値での資産評価に、より一層の重要性が認められている。

昭和 24（1949）年以来、企業会計審議会は「企業会計原則」その他多くのステートメントを公表しており、これらは、慣例的に、一般に認められた会計原則、つまり日本の GAAP と考えられている。

他方で、重要な商法改正が昭和 37（1962）年と昭和 49（1974）年に行われており、以後、改正法の下での計算書類は「企業会計原則」の下での財務諸表と本質的には軌を一にするものとなっている。

本論文は、（商法誕生期の）明治時代に遡及して、わが国商法の基礎的評価概念（即ち、歴史的な原価基準及び発生基準か、それとも時価評価基準か）の検証を意図するものである。

【キーワード】 商法、計算書類、時価評価、取得原価、「企業会計原則」

**Abstract** : The Japanese Commercial Code provides general rules of the valuation of assets and liabilities, and other fundamental matters, with regard to financial statements. Therefore, the Commercial Code promulgated in 1899 (the 32nd of Meiji) is of supreme importance to financial accounting and reporting practices in our country.

Under the Commercial Code, the emphasis of the valuation is on the idea of protection of creditors' interests and, consequently, greater importance is placed on assets valuation at a selling price or a market value, rather than measurement of profits based on a historical cost or an acquisition cost.

Since 1949, the Business Accounting Deliberation Council has issued Financial Accounting Standards for Business Enterprises (FASBE) and many other statements, which are conventionally regarded as generally accepted accounting principles (GAAP) in Japan.

On the other hand, a significant amendment of the Commercial Code was made in 1962 and 1974. Since then, financial statements required under the revised law have been basically the same as those prepared under FASBE.

The purpose of this paper is to examine, retroactively to the Meiji era, the underlying valuation concepts (i.e. a historical cost basis and an accrual basis, or otherwise a market value basis) of the Japanese Commercial Code.

【Keywords】 Commercial Code, financial statements, GAAP, historical cost

## 1. はじめに

財産の評価原則に関しては、わが国商法はその制定の当初より、明治 23 (1890) 年の旧商法の時代を含め、時価評価主義を採っていたのであるが、その後、明治 44 (1911) 年改正商法により時価以下評価主義に移行した。時代が下って、昭和 13 (1938) 年改正商法に至り営業用固定資産に限って一般商人に取得原価主義の選択的採用を認め、株式会社にはこれを強制した。昭和 37 (1962) 年改正商法においてようやく、株式会社会計に全面的に取得原価主義を採用、さらに昭和 49 (1974) 年改正商法では商法総則の商業帳簿の規定をも改めて、資産評価の一般原則についても取得原価主義を採り入れた。ここに至って、わが国商法上の取得原価主義は完成し、今日ではそれは公正なる会計慣行として定着をみている。

一般に、以上のように解されている。

そうであるならば、平成 11 (1999) 年法律第 125 号の商法等改正法による時価評価主義の許容の真意を問う意味でも、改めてかつての時価評価主義の検討が求められる、と考える。

よって本稿は、わが国商法典の誕生の時代に遡って、商法上の計算書類規定及び財産評価問題の再検討を試み、わが国商法の会社会計上はむしろ取得原価主義こそ本則であったし、かつ正当であることを論じる。

なお、あらかじめ本稿に関する参照条文を記すと、以下のとおりである。

### (i) ロエスレル商法草案

#### 「第三十三条

各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎翌年三月以内ニ動産不動産ノ総目録並ニ貸方借方ノ比較表ヲ製シ両ナカラ別冊ノ帳簿ニ記入シテ署名スヘシ財産目録及ヒ比較表ヲ製スル時ハ総テノ商品及ヒ要求権利並ニ其他総テノ財産物件ニ当時ノ相場又ハ時価ヲ附スヘシ弁償ヲ得ルコトノ慥カナラサル要求権利ニ在テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記シ又到底損失ニ帰スヘキ要求権利ハ全ク記スヘカラス」

#### 「第三十四条

凡ソ四季又ハ半季ニ於テ利足又ハ益金ヲ社員ニ配当スル会社ハ每半年ニ前条記載ノ義務ヲ尽スヘシ」

#### 「第二百六十八条

株式会社ハ半年毎ニ決算シテ財産目録書及ヒ比較表ヲ製シ取締役ノ検査ヲ受ケ且会社ノ認允ヲ経タル後之ヲ公告スルノ義務アル者トス其公告書ニハ頭取ト取締役ト之ニ署名スヘシ」

(ii) 旧商法「第一編 商ノ通則」、「第四章 商業帳簿」及び「第六章 商事会社及ヒ共算商業組合」、「第三節 株式会社」、「第九款 会社ノ義務」

ロエスレル商法草案との対比のために、旧商法の関連条文をみると次のとおりである。

#### 「第三十二条

各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年初ノ三个月内ニ又合資会社及ヒ株式会社ハ開業ノ時及ヒ毎事業年度ノ終ニ於テ動産、不動産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルニハ総テノ商品、債権及ヒ其他総テノ財産ニ当時ノ相場又ハ市場価直ヲ附ス弁償ヲ得ルコトノ確ナラサル債権ニ付テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ扣除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ帰ス可キ債権ハ全ク之ヲ記載セス」

#### 「第三十三条

每半年又ハ每半年内ニ利息又ハ配当金ヲ社員ニ分配スル会社ハ每半年ニ前条記載ノ責ヲ盡ス可シ」

#### 「第二百十八条

会社ハ毎年少ナクトモ一回計算ヲ閉鎖シ計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ配当金ノ分配案ヲ作り監査役ノ検査ヲ受ケ總會ノ認定ヲ得タル後其財産目録及ヒ貸借対照表ヲ公告ス其公告ニハ取締役及ヒ監査役ノ氏名ヲ載スルコトヲ要ス」

(iii) 新商法「第一編 総則」、「第五章 商業帳簿」及び「第二編 会社」、「第四章 株式会社」、「第四節 会社ノ計算」

明治 32 (1899) 年の新商法における関連規定は次のとおりとなった。

#### 商業帳簿

#### 「第二十六条

動産、不動産、債権、債務其他ノ財産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ会社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

財産目録ニハ動産、不動産、債権其他ノ財産ニ其目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ附スルコトヲ要ス」

#### 「第二十七条

年二回以上利益ノ配当ヲ為ス会社ニ在リテハ毎配当期ニ前条ノ規定ニ從ヒ財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルコトヲ要ス」

株式会社 (会社ノ計算)

#### 「第九十条

取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ一週間前ニ左ノ書類ヲ

監査役二提出スルコトヲ要ス

- 一 財産目録
- 二 貸借対照表
- 三 営業報告書
- 四 損益計算書
- 五 準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」

「第九十一条

取締役八定時総会ノ会日前二前条ニ掲ケタル書類及ヒ監査役ノ報告書ヲ本店ニ備フルコトヲ要ス  
株主及ヒ会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲ケタル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得」

「第九十二条

取締役ハ第九十条ニ掲ケタル書類ヲ定時総会ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス  
取締役ハ前項ノ承認ヲ得タル後貸借対照表ヲ公告スルコトヲ要ス」

## 2. 財産目録・貸借対照表と時価評価主義

### 2-1 貸借対照表に係る財産評価規定 - 時価評価主義の意義及び沿革 -

ロエスレル商法草案<sup>1)</sup>第33条は、各商人は財産目録及び貸借対照表を作成し、そしてそこに計上される総ての財産に「当時ノ相場又ハ時価ヲ附スヘシ」と規定した。時価評価主義の規定である。

当該草案第33条の逐條理由書<sup>2)</sup>は、時価を強要する理由につき、「目録書及比較表」に「不実ナル価位殊ニ之ヨリ多キ価位」を付するような「虚構詐欺ノ作為」が商業上頻々たることから、「法律ノ明文ヲ以テ之ヲ禁スルヲ良シトス」とし、「此規則ハ独逸商法ヨリ抄出スル処ニシテ虚欺ノ価殊ニ実価ヨリ高キ価ヲ附スルヲ禁スル者ナリ」と説示している。

この商法草案第33条は、わが国の明治23(1890)年旧商法<sup>3)</sup>(以下「旧商法」という。)第32条第2項の「当時ノ相場又ハ市場価直ヲ附ス」との文言となって引き継がれたが、その原典となった1861年普通ドイツ商法(Das Allgemeine Deutsche Handelsgesetzbuch: ADHGB)第31条は、以下のとおりであった。

§ 31 ADHGB.

「財産目録及び貸借対照表の作成に際しては、すべての財産及び債権は、その作成時点においてそれらに付与されるべき価値に依って評価されなければならない。回収に疑義のある債権は回収可能な価値で評価され、回収不能な債権は償却されなければならない。」<sup>4)</sup>

この普通ドイツ商法第31条の規定が、貸借対照表価値学説の出発点をなし、そして同条の「価値」を真正な価

値(der wahre Wert)、すなわち、客観的売却価値、と解するのがドイツでの通説、判例であった<sup>5)</sup>。しかしこの「画一主義の評価原則は、實際上其の実行頗る困難であるのみならず又極めて不当なる結果を惹起するものであつて会計学上到底是認すべからざるもの」<sup>6)</sup>であった。

容易に判ることであるが、貸借対照表上の企業財産を評価するのにこの評価原則によるとすれば、固定資産比重の大なる企業<sup>7)</sup>においては尚更、「俄然巨額の欠損を現出し、或は直に破産の宣告を請求せざるを得ない財産状態に陥るであろう(時価高騰の場合には逆の事態となるが、筆者)。此の如きは明白に不当なる評価方法であると言わなければならない。」<sup>8)</sup>。そうであるのにもかかわらず、かような不合理な評価原則が1861年普通ドイツ商法上に成文化され、しかも多少の字句修正のみで、1897年の新ドイツ商法(Das Handelsgesetzbuch für das Deutsche Reich: HGB)第40条<sup>9)</sup>(第2項及び第3項)となって継承されたのには、立法過程への専門学者の不参加あるいは明確な立法目的の欠如等が厳しく指摘されている<sup>10)</sup>。

思うのには、要するにこの評価原則には継続企業評価の観点がかく欠如していた、と解されるのである。

そこで財産計算及び損益計算に関するE. Schmalenbachの見解を傾聴する。

「フランス商事条例(Ordonnance de commerce)以前の(Pacioliを始めとする)簿記学説について、全体としてみれば、損益計算(Erfolgsermittlung)が最重要なものとして登場するのであって、財産計算(Ermittlung des Vermögens)は会計制度の決定的な目的ではなかった。」<sup>11)</sup>ということである。「損益計算の観念が最も重要なものとして、昔の簿記著作者の念頭を去らないということは、とりわけ、決算に当たっては時価(Zeitwert)よりも購入価格(Einkaufspreis)を優先していることで判る。」<sup>12)</sup>(傍点筆者)。ところが、「1673年のフランス商事条例の有力な共同者、そして1675年の『完全な商人(Parfait négociant)』の著者であるJacques Savaryによって、この件の取扱いに新基軸が現われた(その事情は以下のとおりである。筆者)。

この商事条例の破産規定及び貸借対照表規定は、当時のフランスの経済・金融政策の随伴現象であった多数の詐欺破産の影響を強く受けている。詐欺的破産者は、財産秘匿や財産持ち出しに懸命であった。

(そこで)法律上の財産目録作成義務によってこうした不正を抑止しなければならなかった。商事条例第8条は2年毎の財産目録の作成を要求する。」<sup>13)</sup>これが財産目録作成を指示する法律規定の先駆となった。

やがて、「この諸規定は、(1673年フランス)商事条例

(Ordonnance de commerce) から、ナポレオンの(1807年フランス)商法典(Code de commerce)に受け継がれ、そしてそこから世界中へ広まった。

次の時代には、(ドイツを始め)殆んど全てのヨーロッパ諸国において商法典が誕生し、全てのこうした商法典において、簿記及び貸借対照表に関する規定の設けられることが不可欠となった。<sup>14)</sup>

かくして、わが国においても、フランス法、そしてその影響を受けたドイツ法、をそれぞれ範とした口エスレル商法草案を経て、旧商法第32条の成立を見ることとなったのである。

1861年普通ドイツ商法第31条(したがってこれを継受したわが国旧商法第32条)のもう一つの歴史的意義は、当該規定が債権者保護に関しての「一応の完成をみた規定」<sup>15)</sup>だと解される点である。蓋し、「そこに初めて財産目録(Inventar)と並んで新たに貸借対照表(Bilanz)の作成が義務づけられた」<sup>16)</sup>からであり、その変遷は、債権者保護のための会計思考の発展に他ならないからである。すなわち、「債権者利益の保護に必要なことは、担保力をもつべき個々の財産の保有状態の表示(財産目録作成)にあるのではなく、定期的に、当該企業に確実に保全されている純財産額の表示にあるという考え方の発展としてこれを理解できるからである。そこに、純財産額算定・表示に役立つ一般形式としての貸借対照表の作成規定が成立した事実をみる。」<sup>17)</sup>と解されるのである。

更に、法的側面からは、債権者保護は株主の有限責任制度を前提にする株式会社(その他物的会社)の根本原理の一つであり、貸借対照表の資産評価規定に厳重な要請のあるゆえんである、とする田中耕太郎見解がある<sup>18)</sup>。すなわち、損益計算は会社債権者にとっては間接的利害関係事項にすぎない、そして株式会社にあっては厳重な評価規定によって配当制限が行われるがこれとても消極的な債権者保護手段に他ならない、のであり、債権者に対する積極的な保護は企業財産の価値の表示に俟たなければならない、と論じられているのである。

## 2 - 2 明治23年旧商法第32条の解釈

ここで旧商法第32条に立ち返って一応の結語を述べると以下のとおりである。

債権者保護のための財産目録に基づく貸借対照表は、企業の債権者に対する債務弁済能力を表示すべきものであり、したがってそこに計上される資産は、実在性及び換価性を有し、そしてこれまでの検討を踏まえればそれは、客観的売却価値(交換価値)で評価される。一方の

負債は、債権者の、企業に対する法的請求権(厳密にはその現在価値)の多寡を表示することになる。この観点は、企業の解体を想定するものであり、したがって、時価評価主義による財産計算目的の静的貸借対照表の要請となる。企業継続を前提にした、したがって取得原価主義による、損益計算目的の動的貸借対照表の立場と対比されるのである。

わが国の旧商法第32条は、その解釈上、前者を予定するものと解し得る。それは、旧商法の第四章商業帳簿の規定中に損益計算書なる文言の現れて来ない一事からも明らかである。

しかし筆者はここで、旧商法第32条に関し、これまで看過されてきたと思われる極めて重大な論点がある、と考えている。それは、旧商法第32条は、財産目録法に限定的に固執するものではなく、したがって誘導法による貸借対照表の作成を排除するものでは決してない、ということである。

確かに、本条の財産目録及び貸借対照表の時価評価を規定する文言からは、一見、財産目録法のみが、したがって財産計算のみが含意されていると解釈される余地はある。しかし財産目録法は、すべての商人に実行可能な会計手法であるが故に商法上の最低限度の強制として規定されているというべく、本条が複式簿記に基づく誘導法を排除していると解する論拠はないのである。口エスレル商法草案第32条の逐条理由書も、記帳法に複記単記のあること<sup>19)</sup>、またそれは商業習慣によるべき旨<sup>20)</sup>を述べている。次いで、旧商法第192条(監査役職分)第二、第200条(通常総会議決)第218条(計算書類の作成・公告)及び第222条(株主名簿等・計算書類等の備置・開示の義務)の規定上、株式会社にあっては、「計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又八配当金ノ分配案」<sup>21)</sup>の作成等の義務が課されており、このことから、誘導法を当然かつ不可欠のものとして予定しているものと解さざるを得ない。蓋し、そうでないと、適正な計算書類の作成は事実上不可能であり、そのような不可能を商法は強いることにならうからである。この点は、株式会社に対しても、決算「財産目録及び比較表」のみの作成を義務づけたにすぎない口エスレル商法草案第268条とは理念的に隔絶があると考えられる。すなわち、わが国では1861年普通ドイツ商法に一步先んじて、すでに旧商法の株式会社法の分野においてその法律体系中に、商慣習法としての「正規の簿記の諸原則」、より具体的には、「複式簿記及び誘導法に依拠する会計基準」を黙示的に導入していた、と解さざるを得ない<sup>22)</sup>。その証左が上記旧商法第192条、第200条、第218条及び第

222 条の諸規定であり、これら会社法上の商慣習法を内包する諸規定の反射的效果として、一般商人に係る旧商法第 32 条の財産目録法あるいは財産目録に基づく静的貸借対照表は、最低限度の要請であると考えられるのである。

旧商法第 32 条の解釈に係る混乱あるいは困難は、当時のわが国の会計慣行に逆行して、極めて唐突に時価評価主義を規定したことに基因すると思われる。それ故に、誘導法による貸借対照表であっても、取得原価主義によることができず、決算時に時価を帳簿記録に織り込んで、時価評価主義の貸借対照表として作成せざるを得なかったのである。その実例は、明治 23 (1890) 年の「銀行条例」による「資産負債表」(2-4(1)で詳述する。)であった。

## 2 - 3 明治 32 年新商法<sup>23)</sup> 第 26 条に関する判例及び学説

明治 32 (1899) 年新商法 (明治 44 (1911) 年改正商法前) の第 26 条第 2 項も、「財産目録ニハ...其目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ附スコトヲ要ス」と規定する。これは、旧商法と同様に、そして引き続き、時価評価主義を維持したものと一般に解されている。

まず、大審院の見解は次のとおりであった。

「商法第二十六条第一項ニ於テ商人又ハ会社ニ対シ定時ニ財産目録ヲ調製スルノ義務アルコトヲ規定シタルハ他人ヲシテ其時ニ於ケル資産ノ情態ヲ知悉セシムルノ趣旨ニ外ナラス故ニ其第二項ニ於テ其目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ附スコトヲ要スト定メタルハ転換ヲ目的トセサル財産ナルト否トヲ問ハス客観的ノ価格即チ其際ニ於ケル交換価格ヲ附スヘキコトヲ指スモノナルコト法文上明カナルノミナラス財産目録ノ調製ヲ命ジタル律意ニ照シ毫モ疑ヲ容ルヘキ余地ナキモノトス」<sup>24)</sup> (傍点削除 - 筆者) と説示する。明快である。

しかし、「客観的ノ価格」即ち「交換価格」とする見解は、ドイツ商法を踏襲しその評価学説の影響下にあったわが国としてはやむを得なかった<sup>25)</sup>、としても、その不合理性は前述のとおりである。

そこで松本丞治見解<sup>26)</sup> は、新商法第 26 条第 2 項の「価格」は、客観的価格ではあるものの、各個の財産を分離し個々独立のものとして売却して得べき価格ではなく、営業財産を組成する各個の財産がその営業の存続を条件として有する客観的な価格、即ち「営業価格」と解すべきものと論じる。そのうえで、同法第 26 条第 2 項を次のように解している。

それは半面においてのみ公益規定であって、時価以上

の評価を禁じる規定である。蓋しそれは、利益なくして配当することを可能にし債権者を害する虞が生じるからである。しかし、時価以下の評価は (債権者を害する虞がなく) これを妨げるものではない<sup>27)</sup>。

結論的には、流動資産については、時価以下であれば取得価額又は製作価額も許容されること、一方、固定資産に関しては、時価評価額を最高限度額とするのではなく、同法第 26 条第 2 項に対する不文の例外として、取得価額又は製作価額より相当の減損額を控除した価額の記載を妨げない、との主張である<sup>28)</sup>。

この見解が取得原価主義の商慣習の合理性を法解釈上は認しようとするものである点は大いに評価できるとしても、同法第 26 条第 2 項を時価以下評価の許容規定だとすることには、貸借対照表真实性違反の観点からの強い批判が生じる<sup>29)</sup>。当然である。そして、もう一点は、取得原価主義の慣行を商慣習法として承認するとしても、法例<sup>30)</sup> 第 2 条及び新商法第 1 条との関連で、その慣習法に商法に対する変更力を認める余地はない、とする指摘である<sup>31)</sup>。

当時のわが国の商慣習並びに商法と慣習法の関連については、次項において論じる。

## 2 - 4 取得原価主義の商慣習と慣習法

### (1) 取得原価主義の商慣習

「旧商法制定以前に全面的に時価評価をしていた企業は日本中どこを探してもなかったのである。...それを無視して、時価評価規定をもった商法がもちこまれたのであるから、そこに混乱が生ずることは避けられなかった。」<sup>32)</sup> との高寺貞男見解がある。

あるいは、「明治初年以來、すでに会計の実務上で次第に整備されてきた英米系統の經理体制のもとにおいては、時価を附した財産目録・貸借対照表は存在しなかったことはいうまでもなく、財務諸表の調製に先だって作られる部分的な財産目録としての『棚卸表』の場合においても、一般に、取得原価を基準にして作成されており」<sup>33)</sup> との久野秀男見解、さらには、旧商法制定以前の「従来の銀行 (ここでは「国立銀行」の意。筆者) の会計慣行上、『半季實際報告』は誘導法によって作る貸借対照表であり、それに記載する金額は、決算の当時の相場や市場価値とは関係のない帳簿上の原価である。」<sup>34)</sup>、したがって、「事業年度の終りに当時の相場または市場価値を付した財産目録および貸借対照表を作るというやり方は、従来のイギリス系銀行会計実務の慣行にはなかった問題であった。」<sup>35)</sup> との片野一郎見解もある。いずれ劣らぬ、史的検証に基づく有力見解である。

その他にも、実務家の立場から、新商法第 26 条第 2 項は財産目録調製時の価格を附することを要とするが、「現今簿記学者の教授する所又実業家の報告する所を見るに、一も商法に準拠し時価を附したるものを見ず、」<sup>36)</sup>との指摘、「現今我一人商人が一般に決算を為す場合に於いては、其の残品（棚卸）に対して価格を附するには、必ず該商品の買入れたる時の価格より、二割乃至三割以下の価格に見積り決算を為すを以て普通と為す、是れ古来よりの習慣にして、今日に於ては厳として一の商習慣となるに至れり」<sup>37)</sup>との論述等がある。

さらに、取得原価主義を採る会計慣行と時価評価主義を規定した旧商法第 32 条との実務上の調整例がある。「私立銀行」に係る大蔵省のそれであって、以下はその概要である。

「国立銀行条例」<sup>38)</sup>（明治 5（1872）年）及び『銀行簿記精法』<sup>39)</sup>（明治 6（1873）年）以来、国立銀行では、「半季実際報告」（取得原価主義に基づく誘導法による貸借対照表）及び「半季利益金割合報告」（損益計算書と利益処分計算書を合体した計算書）の作成及び大蔵省への提出が義務づけられた<sup>40)</sup>。したがって、商法制定当時にはすでに会計慣行としても確立していた、と推測される<sup>41)</sup>。

その後、明治 23（1890）年、日本銀行、横浜正金銀行及び国立銀行以外の銀行（銀行条例第 1 条、第 11 条）すなわち、いわゆる私立銀行に適用される「銀行条例」<sup>42)</sup>が公布され、次のような規定が設けられた。

「第三条 銀行八毎半箇年営業ノ報告書ヲ製シ地方長官ヲ經由シテ大蔵大臣ニ送付スヘシ」

「第四条 銀行八毎半箇年財産目録貸借対照表ヲ製シ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ」

ここで、同条例第 3 条の大蔵大臣に提出する「営業ノ報告書」には「資産負債表」と「損益表」が含まれるが、前者は国立銀行の「半季実際報告」と、後者は「半季利益金割合報告」と、それぞれ同一構造となっていた<sup>43)</sup>。

ところが、旧商法はすべての商人を適用対象とした時価評価主義の貸借対照表の作成を要請したわけである。

そこで銀行条例はその間の調整をはかるべく、資産負債表につき、形式面では、外部公表用（同条例第 4 条による新聞紙などへの公告用）に貸借対照表の名称を用い、実質面では、決算時に資産負債表上の諸勘定を、原価による帳簿価額から時価評価による金額に修正することとした。以下は資産負債表雛形「備考」欄の元帳の例示及び解説である<sup>44)</sup>。

元 帳  
公債証書

二十三年二月	1	買入代價	5,200	二十三年六月	30	見積時價	5,550
同 六月	30	公債売買損益	350				
			5,550				5,550
		繰 越	5,550				

元 帳  
貸付金

二十三年六月	29	貸付高	19,500	二十三年六月	30	取立見込高	19,300
					"	損 失	200
			19,500				19,500
		繰 越	19,500				

その「備考」欄の解説では、「資産負債表ヲ作ルニ八所有諸公債地金銀営業用地所建物ノ見積時価ヲ算出シ然ル後チ之ヲ各自ノ勘定ニ一旦売却セシモノノ如ク記入シ之カ売却損益ヲ現ハシ其見積時価ヲ次期ニ繰越スヘシ又到底損失ニ歸スヘキ貸金等八損失金トナシ之カ計算ヲナシ然ル後チ此他各勘定ノ金額ヲ採集調製スルモノトス」と記されている。

以上を総合すると、明治初年以來、旧商法制定以前のみならず新商法施行当初においてすら、わが国の会計慣行は取得原価主義であった、と言い得るのである。このことをも踏まえて私見では、すでに旧商法上その株式会社法の分野においては、商慣習法としての「正規の簿記の諸原則」が法律体系中に編入されていた、と解するのである。

田中耕太郎見解（昭和 19（1944）年の『貸借対照表法の論理』）では、「我が商法に於ても『正規の簿記の諸原則』は法律体系の中に編入せられてあるものと認むべきである。」<sup>45)</sup>、としながらも、「Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung（正規の簿記の諸原則 - 筆者）が其れ自体商慣習法であるかどうかは甚だ疑問であり、寧ろ之れを商人が自己の企業経営の爲めに実施する技術と認むる方が安全である。」<sup>46)</sup>と論じられていた。しかし同氏もその後（昭和 30（1955）年の『改訂 会社法概論』）において見解を改め、わが国でも、解釈上、「『正規の簿記の諸原則』に従うことは商慣習法として法体系の中に編入されているものといつてよい。従つて正規の簿記の諸原則は任意に採用される商業上の技術にとどまらず、法的拘束力をもつものといわなければならない。」<sup>47)</sup>と論述するに至っている。

## (2) 商慣習法

そこで、「正規の簿記の諸原則」が果たして商慣習法たり得るかにつき、以下、商慣習との関連において考察する。ここで商慣習法とは、慣習の形において存在する商事に関する法規であつて、この法規範性を有する点において、この性質を有しない、そして契約解釈上材料となるにすぎない、取引上の事実たる商慣習とは異なる。商慣習は、当事者がこれに従う意思があると認められるべきときのみこれに依る（民法第 92 条）。すなわち、事実上の商慣習は、商行為の意思解釈の際に用いられるにすぎないのである<sup>48)</sup>。

しかし、一般に慣習法の効力については、法例第 2 条が、公序良俗に反しない慣習は、⑦法令の規定により認められたるもの、および⑧法令に規定のない事項に関するもの、に限り法令と同一の効力を有するものと規定す

る。制定法優先主義であり、そうすると、慣習法には制定法を改廃する効力がなく、ただ制定法を補充する効力を有するのみ、と解されることとなる。ところが、商慣習法に関しては、商法第 1 条が、商事については、まず商法の規定を適用し、これがないときは商慣習法を適用し、商慣習法もないときは民法を適用するものと定めるから、これは商慣習法の民法に対する優先適用、すなわち商慣習法が民法規定を改廃する効力を有する旨を規定した、と解さざるを得ない。結局、通説に従えば、商慣習法と民法との関係については、商法第 1 条は法例第 2 条の例外規定であると解し、商法との関係については、法例第 2 条の慣習は慣習法に関し、そして民法第 92 条の慣習は事実たる慣習に関するものと解することとなる。こうした立場は、「制定法中には単に過去の慣習法の採録以外に、将来に対する立法者の合理的考慮、其の法律政策的意義を包含する場合があるからであろう。」<sup>49)</sup>と考えられ、したがって、「立法者が公の秩序の見地より法律政策的立法を為さざりし範囲、即ち単なる合目的的考慮に出づる規定に関しては商人の合目的的考慮の方を優先せしめ、従つて商慣習法の変更力を認むるを妥当と考ふるものである。…我が国の実際に於いては商法の規定を変更するが如き商慣習法も続々成立し其の効力が認められてあるのである。」<sup>50)</sup>とされる。

「正規の簿記の諸原則」はまさに商人の合目的的考慮に係る分野の商慣習から発達した商慣習法である、そしてそれは、すでに旧商法の株式会社法体系の中に法的拘束力をもつものとして編入されていた、と考えられるのである。蓋しそのように解しないと、旧商法は自らが株式会社に対して適正な計算書類の作成を強いている根拠を失うことになるからである。

## 3. 新商法 26 条の解釈 - 私見を含めて -

明治 32（1899）年の新商法第 26 条第 2 項は、「財産目録ニ八動産、不動産、債権其他ノ財産ニ其目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ附スルコトヲ要ス」（傍点筆者）とのみ規定し、貸借対照表上の財産に係る時価評価を義務づける定めとはなっていない。

しかし、新商法第 26 条も、旧商法第 32 条と同様に、貸借対照表の作成は財産目録法によることを当然の前提としている、との理解に立つならば、本条において貸借対照表評価の規定を欠くことも当然であると考えられるのである<sup>51)</sup>。通説である。

しかしながら、私見では、新商法第 26 条は、貸借対照表の作成につき財産目録法または誘導法のいずれをも強制する規定ではなく、かつまた、貸借対照表評価につい

ても時価評価主義を強いるものではない、と解する。その論拠は以下の(i)乃至(iv)のとおりである。

(i) 新商法第 26 条第 1 項は、財産目録及び貸借対照表の両者の作成義務を規定するのにもかわらず、評価に係る同条第 2 項は、財産目録についてのみの規定となっている。貸借対照表については全く触れるところがない。そうすると、貸借対照表上の財産に係る評価の分野は、商法に規定のない事項（法例第 2 条）に属することとなり、したがって、商法は商慣習たる取得原価主義による複式簿記を商慣習法（正規の簿記の諸原則）として黙示的に承認したものと解すべきこととなる。旧商法第 32 条第 2 項の「財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルニハ...当時ノ相場又ハ市場価直ヲ附ス」との文言とは明確な差異のあることを重視すべきであって、同一に論じるべきではない。

(ii) 新商法第 26 条第 2 項の「価格」をめぐる疑義を解消するため、明治 44（1911）年改正商法は新商法第 26 条を次のとおり改正した。

〔明治 44（1911）年改正商法〕<sup>52)</sup>

「第 26 条

〔明治 32（1899）年新商法に同じ。〕

財産目録ニ不動産、不動産、債権其他ノ財産ニ価額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其価額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル価額ニ超ユルコトヲ得ス」

この明治 44（1911）年改正商法第 26 条第 2 項は、いわゆる時価以下評価主義の規定であって、Ernst von Neukamp の説に由来する。すなわち、貸借対照表上の財産の評価につき、「時価ヲ附スヘキ旨ノ規定即チ所謂貸借対照表眞実ノ原則ハ相対的ノモノニシテ時価以下ノ評価ハ原則トシテ之ヲ為スヲ妨ケサルコトヲ詳論シ...現時（ドイツにおける）多数の学者ハ大体ニ於テ其説ヲ是認スルモノノ如シ」<sup>53)</sup>とされる。

その Neukamp 説は、R. Passow に従えば、次のとおりである。「現実の財産状態の客観的な映像を示すべきであるところの貸借対照表は、あらゆる状況下で完全な眞実を追究するものでなければならぬ、したがって、過小評価もまた避けなければならない、という見解がかつては支配的であった。

こうした立場に対して、Neukamp は彼の論文『貸借対照表眞実性に関するドグマ』（Das Dogma von der

Bilanzwahrheit)において、非常に詳細に反論した。そして今日では次のことが一般的な見解にまでなっている。すなわち、（1897 年新ドイツ商法 - 筆者）第 40 条は、過大評価のみを禁じており、これに反して第三者の私法上の請求権が問題になるのでない限り個々の資産又は全体資産を過小評価するか又は負債を過大評価することは、全面的に許容され得る、と。」<sup>54)</sup>。

ドイツ法及びドイツ学説の影響を受けたわが国の通説及び明治 44（1911）年改正商法ではあるが、時価は元来白紙的概念であるだけに時価以下の評価は自由だとし、堅実な商人間の慣行にも依拠しない法の白紙的態度には賛同できない。これを否定する傾向が生じたことは当然であろう<sup>55)</sup>。

昭和 13（1938）年改正商法第 34 条第 1 項（明治 44（1911）年改正商法第 26 条第 2 項の字句のみを一部修正）の規定のみから見れば、「法は単に財産評価の標準たる時期を示し、かつその時における価格を超えることをえない旨を定めたのに止まり、その価格自体については別段規定することなく、これを健全な慣行に従って評価するところに委ねたものと解することができる。」<sup>56)</sup>との大隅健一郎見解もある。因みに、財産評価の原則に関する昭和 13（1938）年改正商法は次のとおりである。

〔昭和 13（1938）年改正商法〕<sup>57)</sup>

「第 34 条

財産目録ニ不動産、不動産、債権其ノ他ノ財産ニ価額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其ノ価額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル価格ヲ超ユルコトヲ得ズ

営業用ノ固定財産ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ取得価額又ハ製作価額ヨリ相当ノ減損額ヲ控除シタル価額ヲ附スルコトヲ得」

ここに至ってようやく、同法第 34 条第 1 項にいわゆる「価額」は（同条第 2 項との対比において）財産目録調製時における時価、すなわち交換価格を意味し、同条第 2 項は、例外的に、時価にかかわらず取得価額又は製作価額から相当の減損額を控除した価額を附することを妨げない、と確定的に解せられるに至った<sup>58)</sup>。しかも同法第 34 条は、法文上明確に財産目録についての規定となっている。

(iii) 明治 44（1911）年改正商法第 26 条に関する取得原価主義の立場からの論述がある。

すなわち、減価償却「資産物件の取得原価より其

減価額を差引きたるものこそ即ち商法に謂ふ所の『財産目録調製の時に於ける価額』に外ならぬのであって、貸借対照表には当さに此価額を示すべきもの<sup>59)</sup>との三辺金蔵見解である。また、下野直太郎論文においても、財産目録は債権者保護に資するものであり、固定資産のごときには時価（ここでは、再取得価額 - 筆者）を記載するを要するが、「貸借対照表は何処迄も取得原価の儘に据置き以て金銭収支の顛末を明かにするの優れるに如かざるなり。」<sup>60)</sup>と論じられている。そのうえで、仮に貸借対照表上の土地につき時価評価をして、その「評価差益...を計上するときは所得税を支払はざるべからざるが故に之を秘密積立金として、計上することを見合せたりすれば其剰金を如何にすべきや。」<sup>61)</sup>と指摘する。要するに、「財産目録の調製は...貸借対照表を作成する準備手段にあらずして、全く作成の目的を異にする二者独立のものなり。」<sup>62)</sup>との主張である。明治 44 (1911) 年改正商法第 26 条第 2 項の財産評価規定なるものは貸借対照表の作成には適用すべき限りではないとの法文解釈である。少数説であって、通説の立場からの反論<sup>63)</sup>はあるものの、私見では傾聴に値すると思われる。

以上の考察からすれば、貸借対照表を作成するときの「価額」は、解釈上、その当時の「時価」とは限らないのであって、その当時の帳簿上の「価額」すなわち取得原価でもあり得るのである。

- (iv) わが国の「所得税法」<sup>64)</sup>は明治 20 (1887) 年 3 月公布、同年 7 月 1 日より施行された。「当時国家歳入ノ大部分ハ地租並ニ酒税等ニ資リタリト雖モ国家ノ進運ニ伴ヒ諸般ノ経費大ニ増額ヲ来セルノミナラス国際ノ現状ハ特ニ海軍拡張ノ急務ヲ告クルモノアリ...外国ノ制度ヲ参酌シテ新ニ所得税ヲ起」<sup>65)</sup>すとされている。

全文 29 条及び附則より成り各人年間 300 円以上の所得のある者に対し累進課税を行う、同居家族の収入は戸主の所得に合算するが、法人課税は行わない、というものであった。

法人課税は、明治 32 (1899) 年の改正所得税法<sup>66)</sup>で創設された。

ここで特筆すべきは、㊦同法第 4 条が、第一種の所得、すなわち法人の所得は「各事業年度総益金ヨリ同年度総損金ヲ控除シタルモノニ依ル」と規定し、㊧同法第 7 条は、「納税義務アル法人ハ各事業年度毎ニ損益計算書ヲ政府ニ提出スヘシ」と規定したこと

である。より具体的には、㊨所得税法施行規則<sup>67)</sup>第 3 条が、「納税義務アル法人ハ毎事業年度通常総会後七日以内ニ損益計算書ヲ所轄税務署ニ提出スヘシ」と明記し、「第一種ノ所得金額ハ損益計算ヲ調査シ政府之ヲ決定」(所得税法第 9 条)するが、「営利ヲ目的トセサル法人ノ所得」(所得税法第 5 条第四号)には課税しないとすものであった。

以上の諸規定は明らかに、すべての営利法人の期間損益計算を基本とする課税所得金額の算出及びこれを課税標準とする法人所得税を意図するものであった。そうであれば、「正規の簿記の諸原則」に依るのでなければ、適正な課税の基幹をなす、客観的証拠に基づき確実性を有する損益計算書（これは、通常総会の承認手続きを経たものである。）の作成及び政府への提出はあり得ないのであり、新商法の株式会社の計算に係る第 190 条乃至第 192 条（前述）と併せ考慮するならば、明治 32 (1899) 年改正所得税法もまた同法中に、「正規の簿記の諸原則」を黙示的に編入済みであると解されるのである。

以上を総括すると次のように言い得る。新商法第 26 条は、全ての商人に誘導法を強いるものではない。しかし、会社の計算書類の作成については、「正規の簿記の諸原則」の一内容をなす誘導法を、そして貸借対照表評価には取得原価主義を、それぞれ予定するものである。会社以外のその他の商人に対しては商法は誘導法を強いるものではなく、したがって、最低限度の要請としての財産目録法と時価評価主義を許容した。一方、財産目録は債権者保護の要請上、その評価は時価によることとなる。

#### 4. 取得原価主義の論拠

##### 4 - 1 H. R. Hatfield の見解

「Sprague によって、貸借対照表は会計の始点であり、かつ、終点であると呼ばれている。会計にはその他の諸側面があるから、おそらくはいささか誇張にすぎるが、会計の終着点の一つであることは確かである。」<sup>68)</sup>

その貸借対照表は、債権者保護を優先させざるを得ない法的立場からは、時価（客観的価値すなわち交換価値）<sup>69)</sup>によることを正当と認めこれを規定するのであるが、実務上の慣行は取得価額こそ合理性を有するものと考えるのである。その取得原価主義の論拠を以下考察する。

H. R. Hatfield に依れば、「会計の本質は、著者 (H. R. Hatfield の意 - 筆者) の観点からは、まず第一に、一定時点における企業の財政状態 (financial status) の正確な開示 (exhibit) であり、第二は、一定期間に得られた成果

の表示 (showing) であり、この二つを提示 (presentation) することである。第一のものは貸借対照表において、第二のものは損益計算書において具現化される。」<sup>70)</sup>とする。そして先づ、取得原価に関しては、「資産を取得したときにそれを原価 (cost price) で記帳することが、全くとは言わないまでも、殆ど破られることのない原則である。」<sup>71)</sup>と述べ、原価の合理性につき、「多くの可能な価値の中でも、原価は大抵の場合に客観的確認の最も容易なものである、という説明がおそらく最も完璧であろう。」<sup>72)</sup>とする。すなわち、「価値の測定尺度としての正確さ (exactness) よりもむしろその確実さ (certainty) のゆえに、新たに取得した資産を一般的に記帳する原則としては、推測される価値によるよりもむしろ、原価による、ということになる。」<sup>73)</sup>と論じる。原価の意義に関する H. R. Hatfield の見解は正当である。

次いで、評価に関する彼の見解を傾聴する。

「他の会計事項と同様に評価の場合も、権威において規範的な、承認において普遍的な、そのような指導的原則 (guiding rule) を見出すことは、不幸なことに、不可能ではないにしても困難である。おそらく精一杯のそのような一般原則としては、『会計におけるすべての事柄は、企業は継続企業 (ゴーイング・コンサーン (going concern)) である、という仮定に基づいている』ということである。この原則あるいは仮定は、時として適用が困難ではあっても、広く有意義なのである。」<sup>74)</sup>

そして、「以上の仮定は資産評価の多少とも一般的な原則を選択する場合には大いに役立つ。」<sup>75)</sup>とし、次のように論じる。

資産の正当な価値は、それらの資産がそれを保有する企業に対して有しているところのものである<sup>76)</sup>。すなわち「価値は諸資産がその時存続している会社に対して持っているところのものであり、管財人の手中にある会社あるいは勘定を閉鎖しそして廃業する会社に対して有しているところのものではない。株式会社の場合について言えば、資産価値は債権者の利益よりも株主の利益を表示している、ということが真実である。それにも拘わらず、全資産が強制清算の際に実現するであろう価値で計上されるとすれば、支払能力 (solvency) を表示するであろう貸借対照表など無い、といっても殆ど誇張ではないであろう。したがって、そのような基準に基づく評価は不合理であり、そして在庫評価の基礎は、ゴーイング・コンサーンとしての、株主に対して有する、資産の現在価値である、という一般原則が採用されなければならない。」<sup>77)</sup>との主張である。

「ゴーイング・コンサーンを資産再評価の基礎として

承認すること、このことが、固定資産と流動資産の区別をもたらすことになる。」<sup>78)</sup>。「概して言えば、固定資産を、その価値は次第に低下するのにも拘わらず、原価のままに据え置くことは、適当と考えられる。しかし、市場価値 (market value) が当初の原価を超える場合に、流動資産についてであっても市場価値が承認され得るかどうかについては若干の疑問はあるものの、流動資産の評価に対しては時価 (current value) に考慮が払われなければならないのである。これはゴーイング・コンサーン原則の適用である。」<sup>79)</sup>。

一方、工場建設目的の土地が適正価格で購入された場合であれば、その土地の提供する用役は永久的であり低下することがないから、会社にとっての価値も当初のままに原価で表示される。用役、すなわちゴーイング・コンサーンにとっての価値も以前のものである。したがって、市場価値が原価以上であってもなくても、市場価値の変動に全く無関係に、土地の原価を財産目録上継続することが適当である。土地が工場用地として使用されている限り、市場価値は決して実現しないということは明らかである、(蓋し)工場の放棄は、通常、企業がゴーイング・コンサーンでなくなることを意味するからである<sup>80)</sup>。

要するに、「評価についての一般に適用される三原則は、したがって、①財産目録に採用される価値は、清算価値ではなくて、ゴーイング・コンサーンに対する価値であること、②固定資産の市場価値の変動は無視され得ること、③減価償却は常に考慮に入れなければならないこと、である。」<sup>81)</sup>と結論づけている。しかし、商品の評価に関する以下の H. R. Hatfield の論述もまた、極めて重要である。「市価の著しい下落があった場合でも、在庫評価額下落引当金 (Allowance for Decline in Inventory Value) なる勘定を設けることにより、在庫品勘定を依然原価のままに留めることができる。この科目は、損益勘定に借方記入することによって設定され、貸借対照表上は計上された在庫評価額からの控除として表示されることが望まれる。(反対に) 著しい騰貴の場合にはその増価額は在庫評価額上昇準備金 (Reserve Due to Marking up Inventory) への貸方記入として表わされ、在庫品は、単純に時価によるか、又は原価及び見積増価 (各合計額を欄外に記載して。) の2科目から成るかの何れかとして資産項目中に表示されるべきである。

商品が販売された時には、販売商品に適当に配分された在庫評価額上昇準備金勘定の貸方は、この準備金から一般損益勘定又は剰余金勘定へ移記されるべきである。

商品価格が下落した場合は、引当金は、資産を原価で

計上し続けることによる過大評価を修正する相殺勘定であり、騰貴があった場合には、準備金は、いまだ現金あるいは受取勘定に転化していないけれども、所有主持分 (Proprietorship) の現実の増加を示す剰余金勘定なのである」<sup>82)</sup>。

要するに H. R. Hatfield は、貸借対照表上は時価評価主義を肯定しつつも、引当金又は準備金を設定することにより、損益計算書上は評価益を排除した取得原価主義を採択し、両者間の調整を Pragmatic に意図している、と言い得よう。

#### 4 - 2 E. Schmalenbach 動態論

次いで、近代会計学の始祖、E. Schmalenbach の動態論を考察する。

E. Schmalenbach にとっては、貸借対照表の主目的は企

業の期間損益計算の補助手段 (Die Bilanz als Hilfsmittel) であって、彼はこれを動的貸借対照表 (Dynamische Bilanz) と称し、これと対比して、貸借対照表を企業の財産又は資本を決定する任務を有するものとみる場合、これを静的貸借対照表 (Statische Bilanz) と呼ぶのである<sup>83)</sup>。

その E. Schmalenbach のいう動的貸借対照表の基本的機能の一つは、「収入・支出計算と収益・費用計算の期間的食違いを調整し、その二つの計算を相互に連絡する機能」<sup>84)</sup>に求められるのであり、換言すれば、期間損益計算の立場からみて未解決の支出・費用・収入・収益項目 (schwebende Posten) を次期の期間損益計算へと繰り越すための連結帯 (verknüpfende Band) が貸借対照表であるとするのである<sup>85)</sup>。したがって、貸借対照表の構成は以下のとおりである<sup>86)</sup>。

#### 貸借対照表

( 積 極 )	( 消 極 )
1. 支出, 未費用 (Ausgaben, noch nicht Aufwand)	6. 費用, 未支出 (Aufwand, noch nicht Ausgaben)
2. 収益, 未収入 (Leistungen, noch nicht Einnahmen)	7. 収入, 未収益 (Einnahmen, noch nicht Leistungen)
3. 支出, 未収入 (Ausgaben, noch nicht Einnahmen)	8. 収入, 未支出 (Einnahmen, noch nicht Ausgaben)
4. 収益, 未費用 (Leistungen, noch nicht Aufwand)	9. 費用, 未収益 (Aufwand, noch nicht Leistungen)
5. 現金 (Geld)	

E. Schmalenbach は、「貸借対照表は損益勘定に従属して、損益勘定に入らない残高を集めた貯水池 (Reservoir) のようなものである。貸借対照表は未だ解決されない勘定科目の証明書である。」<sup>87)</sup>とも述べている。

E. Schmalenbach 会計理論の根本をなす重要な意味をもつ公式は、「一致の原則 (Grundsatz der Kongruenz)」であって、それは、「全ての費用及び全ての収益の総計の差額は全体利益又は全体損失と一致すべきものである。」<sup>88)</sup>という観念である<sup>89)</sup>。

企業の設立から清算に至るまでの全存続期間を一会計期間と見做す時の利潤は、当初に当該企業に投入した投下資金と、最終的に当該企業から入手獲得した回収資金との収支差額により求められるはず (投下資本の回収計算) である。そして、この収支差額は企業の全存続期間

中の収入総額と支出総額の差額に他ならないのであり、全体損益計算における全体利益 (又は全体損失) である。しかし、近代の企業は永続性を有する存在 (ゴーイング・コンサーン) であるため、1 年なり半年なりの期間を人為的に区分して損益を計算せざるを得ない。しかも、ここでの損益計算、すなわち期間損益計算による損益 (部分利益又は期間利益) の測定は収入と支出との差額によってではなく、これに基づきながらも、収益と費用との対応により算出する収益費用計算、いわば「仮の損益計算」であり、発生主義 (accrual basis) に基づく相対的真實計算にすぎない。より一層の会計的真實性をもつ収入支出計算であるにもかかわらず、これを採用し得ない理由は以下のとおりであると考えられる<sup>90)</sup>。

㊦現金主義 (cash basis) による収入支出計算は、近代企

業における固定資産比重の上昇と取引量の増大の故に実情に即応せず、適正な期間損益計算手法としての適格性を喪失したこと。

④現代の経済社会では信用経済秩序が確立し、現金収支がないが故に損益は発生しないと考えることは、経済基盤を無視する会計理論になること。

⑤現代の先進国家では、信用取引を国家的に保証する法秩序が完備していること。

しかしながら、収益費用計算による期間損益（部分利益）を企業の全存続期間に亘って合計すると、全体損益計算を収入支出計算によった場合の全体利益に一致すべきものである。これが、「一致の原則」の真意である。

E. Schmalenbach は、この原則の成立する条件としての継続性<sup>91)</sup>との関連について、次のように論じる。

「一致の原則は継続性（Kontinuität）を仮定するが、しかし継続性は一致の原則を前提とはしていない。継続性は次のことを意味する。すなわち、企業が他に対して為した全ての給付（Leistung）、そして他から受け取った全ての給付をすでに閉鎖した期間計算の中で清算するか又は後の期間における計算へ予約しておくかのいずれかになっていて、その結果、いかなる給付をも、とにもかくにも無視しない、ということの意味する。

我々は次のことを知る、商業計算（会計）において継続性を保証するのは貸借対照表であり、その貸借対照表は収入支出計算（Einnahme-und Ausgaberechnung）と成果計算（収益費用計算 - 筆者）（Erfolgsrechnung）の間の未解決項目を留めおくのである。貸借対照表は未解決項目が二つの期間の間で突如存在しなくなる、そうならないことに配慮するのである。」<sup>92)</sup>

期間損益計算の二要素は収益及び費用であるが、前者は売却価格たる収入によって測定され、後者は購入価格（取得価格）たる支出により評価される。E. Schmalenbach の取得原価主義理論の骨格は以上のとおりである。

## 5. 結び

平成 11 年商法等改正法（平成 11（1999）年 8 月 13 日法律第 125 号）は、市場価格がある、金銭債権（商法第 285 条ノ 4 第 3 項）、社債、国債、地方債その他の債権（商法第 285 条ノ 5 第 2 項及び第 3 項）及び株式（商法第 285 条ノ 6 第 2 項）につき、時価による評価を許容した。

近年、「時価（評価）主義への根強い傾向（があり）各国の会計基準設定機関は 100 % 時価（評価）主義に向かって進んでいる...日本でも最近会計基準が急速に改定さ

れ、アメリカの会計基準や国際会計基準との差が一挙に縮まって、時価（評価）主義を大幅に取り入れるようになった。」（丸括弧内は筆者）<sup>93)</sup>。時価評価主義は株価上昇の続く時代になると生起する、あるいはそれを後押しする便宜的な会計思考に過ぎないのではないかと筆者としては危惧せざるを得ないのである。しかし、わが国の企業会計審議会も平成 11（1999）年 1 月 22 日付け、『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』を公表して金融資産につき時価評価の導入を図った。こうした国内外の動向を踏まえた商法改正であったと推測される。

しかし一方で商法は、利益の配当及び金銭の分配については、金銭債権等に時価を付した場合にその時価の総額が取得価額の総額を超える時は、時価を付したことにより増加した貸借対照表の純資産額を配当可能利益の計算上控除すべきことと規定した（商法第 290 条第 1 項第 6 号、第 293 条ノ 5 第 3 項第 5 号）。未実現の時価評価利益の配当等による社外流出を阻止する定めである。

平成 11 年商法等改正法は、いわゆる金融資産については時価評価を許容して会社の資産状況の適正な表示を図らんとする企業会計基準に配慮しながらも、時価評価主義に必然的に伴う資産評価益の配当等を否定して取得原価主義を堅持している、と解される。

井尻雄士論文は時価評価主義に関する三つのリスクを指摘する<sup>94)</sup>。的を射たものとする。

記録（Record）と報告（Report）の分離からくるリスク

論者によれば、時価評価主義では期末現在の数量と価格が確認できれば過去のデータは不要である、とする。筆者流に言えば、会計の生命である「正規の簿記の諸原則」による記録の愚直なまでの集積（しかしこのことの故に、会計は検証可能性を内包する。）は無用になるわけである。

期末一時点評価からくるリスク

論者は、時価評価主義は期末一時点での価格を用いることになるが、取得原価主義には、民主主義の基本精神といわれる数による安全（Safety in Numbers）がある（期中仕入れが何度かに分けて行われ、期末在庫もいくつもの仕入れから構成される。）とする。架空の売買行為に基づく評価からくるリスク

「利益はあくまでも企業行動の Cash-to-Cash Cycle に基づくものであることを忘れてはならない。」とする。思えば、会計の存立基盤は E. Schmalenbach にあっても、Cash であった。筆者も、ここでのリスクは時価評価主義にとっての致命的な欠陥である、と考える。

W. A. Paton 及び A. C. Littleton が主張した会計上の基本的コンセプトの一つ、「証拠能力のある、客観的な証拠資料 (Verifiable, Objective Evidence)」<sup>95)</sup> によって支持されるのでなければ、会計は社会一般の信頼を勝ち取ることができない、そのための取得原価主義であったことを我々は忘れることができない。

貸借対照表と損益計算書は一体のもの<sup>96)</sup> であることは複式簿記の体系上明らかであるから、両者に異なる評価原則を適用するに等しい会計理論は混乱を招来するのみである。貸借対照表上の純資産を配当可能利益の算出基礎にするわが国の商法上は尚更である。

わが国の商法上、計算書類の作成は取得原価主義によるのが正当であるが、立法論としては、投資家、債権者をはじめとする利害関係者に対する情報資料として、⑦時価との評価差額を脚注表示するか (筆者はこれで十分であると考え。)、⑧それでもなお不十分だとするのであれば、財産目録のごとき参考財務表の新設あるいは復活によることが望まれる。

## 注

- 1) ロエスレル商法草案の正式書名：司法省訳『ロエスレル氏起稿 商法草案 上巻 (下巻)』(司法省、1884 (明治 17) 年)(復刻版：新青出版、1995 (平成 7) 年)(原書名：Carl Friedlich Hermann Roesler, *Entwurf eines Handels-Gesetzbuches für Japan mit Commentar*, 3Bde., Tokio, 1884, Neudruck: Shinsei-syuppan, Tokyo, 1996. )
- 2) ロエスレル商法草案、上巻、126 - 128 頁。
- 3) 明治 23 (1890) 年 4 月 26 日法律第 32 号。多くの文献が明治 23 年 4 月 27 日公布とあるが、ここでは、内閣官報局編『法令全書』(原書房、1978 年)に従って、同年同月 26 日公布とした。なお、本稿で引用するわが国の法令等はすべて、当該法令全書及びその後の同種の継続版によっている。
- 4) Art. 31 ADHGB.  
 “Bei der Aufnahme des Inventars und der Bilanz sind sämtliche Vermögensstücke und Forderungen nach dem Werte anzusetzen, welcher ihnen zur Zeit der Aufnahme beizulegen ist.  
 Zweifelhafte Forderungen sind nach ihrem wahrscheinlichen Werte anzusetzen, uneinbringliche Forderungen aber abzuschreiben.” (Vgl. Richard Passow, *Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen*, Bd. : Allgemeiner Teil, Dritte, Neu durchgesehene Auflage, Verlag und Druck von B.G. Teubner in Leipzig und

Berlin, 1921, S. 75f., S.88. ) .

- 5) 上野道輔『新稿貸借対照表論 上巻』(有斐閣、昭和 17 (1942) 年、訂正増補 12 版) 1、18 頁。  
 R. Passow も、「正規の簿記の諸原則の遵守を商人に義務づけた (新ドイツ商法：HGB) 第 38 条の新しい規定からまず第一に察知できることは、条文の成立のいきさつから、価値は真正な、客観的な、売却価値 (Verkaufswert) を意味することに疑問の余地はない。」とする (Passow, a.a.O.(Anm. 4), S. 107. )
- 6) 上野、同上書、270 頁。
- 7) E. Schmalenbach は、1870 年前後の鉄道会社につき、「鉄道会社は、財産計算 (Vermögensrechnung) には極めて僅かの関心しかもたなかったが、それに比べて、適切な収益計算 (Ertragsrechnung) に対しては大変大きな関心をもった」とし、「若干の鉄道会社はそもそも正規の貸借対照表を作らずに、費用・収益計算 (Aufwand-und Ertragsrechnungen) を貸借対照表として表示した。」と述べる (E. Schmalenbach, *Grundlagen dynamischer Bilanzlehre*, 3. Aufl., G. A. Gloeckner, Verlagsbuchhandlung in Leipzig, 1925, S. 39f. )
- 8) 上野、前掲 (注 5) 書、272 頁。
- 9) 1897 年新ドイツ商法第 40 条  
 「貸借対照表ハ独逸貨幣本位ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ要ス。  
 財産目録及貸借対照表ノ調製ニハ、其ノ調製ノ時ニ有スル価格ニ従ヒ、一切ノ財産及債務ヲ計上スルコトヲ要ス。  
 不確實ナル債権ハ其ノ見込額ニ従ヒ之ヲ計上シ、取立不能ナル債権ハ之ヲ控除スルコトヲ要ス。」  
 § 40 HGB.  
 Die Bilanz ist in Reichswährung aufzustellen.  
 Bei der Aufstellung des Inventars und der Bilanz sind sämtliche Vermögensgegenstände und Schulden nach dem Werte anzusetzen, der ihnen in dem Zeitpunkte beizulegen ist, für welchen die Aufstellung stattfindet.  
 Zweifelhafte Forderungen sind nach ihrem wahrscheinlichen Werte anzusetzen, uneinbringliche Forderungen abzuschreiben.  
 (烏賀陽然良著、補遺河本一郎『現代外国法典叢書 (6) 独逸商法 ( ) 商法総則』(有斐閣、1938 年)(神戸大学外国法研究会編、1956 年復刊) 106 頁 )  
 参照：ウイルヘルム・エンデマン著、堀内秀太郎・中村健一郎・古川五郎合訳『独逸商法論 上巻 附 独逸商法正文』(東京専門学校出版部、明治 33 (1900) 年) 14 - 15 頁。
- 10) 上野、前掲 (注 5) 書、273 - 282 頁に、「1857 年二

ユーロンベルク立法会議」についての詳述がある。

- 11) Schmalenbach, a.a.O.(Anm. 7), S. 37.
- 12) Ebenda, S. 37.
- 13) Ebenda, S. 38.
- 14) Eugen Schmalenbach, unter Mitwirkung von Dr. Richard Bauer, *Dynamische Bilanz*, 11. Aufl., Westdeutscher Verlag Köln und Opladen, 1953, S. 17.
- 15) 山下勝治『新版 会計学一般理論』(千倉書房、昭和38(1963)年)11頁。
- 16) 山下、同上書、11頁。
- 17) 山下、同上書、12 - 13頁。
- 18) 田中耕太郎『貸借対照表法の論理』(有斐閣、昭和19(1944)年)202 - 203頁。
- 19) ロエスエル商法草案、上巻、119頁。
- 20) ロエスエル、同上書、121頁。
- 21) 『商法修正案参考書(序文：鳩山和夫)』(東京専門学校出版部・有斐閣、明治31(1898)年6月)182頁は、第218条において、「単ニ計算書ト曰フト雖トモ其損益ノ計算書ヲ指スモノナルコト疑ヲ容レサルヲ以テ本案ハ之ヲ改メテ損益計算書ト為シタリ」と明記する。  
しかし、ここでの「計算書」は、「決算会計報告書(計算書)」、つまり、「いわゆる貸借対照表と包括損益計算書との両者を指すもの、あるいは両者の合併表のようなもの、例えば、簿記的にいえば決算整理後試算表のようなものを指す」という解釈が成立するであろう。(久野秀男『株式会社 財務諸表論 11版』(同文館、昭和46(1971)年)77頁)との学説もある。
- 22) 田中耕太郎見解では、わが国の商法(昭和13(1938)年改正商法以後の商法。筆者)においても、その解釈上、「一般商人に関する規定及び株式会社に関する規定を総合して考ふるときに、此等の断片的規定の背後に有機的な簿記及び会計の技術の存在を予定するに非ざれば各概念及び各法條の規定を理解することを得ぬのである。従って我が商法に於いても『正規の簿記の諸原則』は法律体系の中に編入せられてゐるものと認むべきである。」と論じている。昭和13(1938)年改正商法以後であることに、筆者としては異論があるが、その主張内容は首肯できるところである(田中(耕)前掲(注18)書、38頁)。
- 23) 明治32(1899)年3月9日法律第48号。
- 24) 大決明治35(1902)年5月14日民録8輯5巻59頁。
- 25) 田中(耕)前掲(注18)書は、その337頁で、わが国の学説がドイツ理論の影響を受けたこと、そしてまた、同書304頁では、ドイツ法を母法とするわが国商法第26条第2項の「価格」につき、解釈上はドイツ法同様に、客観的価値説を正当と認めざるを得ないこと、を論じる。
- 26) 松本丞治『商法原論』(東京法学院大学、明治37(1904)年)225 - 226頁。
- 27) 松本、同上書、229頁。同旨：毛戸勝元『商法改正法詳論 完』(有斐閣、明治44(1911)年)4 - 5頁；岡野敬次郎「財産目録貸借対照表ニ就テ」『法学新報』第12巻第1号(明治35(1902)年1月号)13 - 15頁。反対：松波仁一郎『松波私論 日本会社法』(有斐閣、明治43(1910)年)959 - 960頁。
- 28) 松本丞治『商法総論』(発行所 中央大学、発売所 有斐閣、嚴松堂、昭和6(1931)年 訂正十三版)312 - 323頁。
- 29) 田中(耕)前掲(注18)書、339頁。
- 30) 明治31(1898)年6月21日法律第10号。
- 31) 田中(耕)前掲(注18)書、342頁。
- 32) 高寺貞男『明治減価償却史の研究』(未来社、昭和49(1974)年)337頁。
- 33) 久野、前掲(注21)書、34頁。
- 34) 片野一郎『日本財務諸表制度の展開』(同文館、昭和43(1968)年)98頁。
- 35) 片野、同上書、104頁。
- 36) 加藤吉松「財産目録に就て(簿記法改正の実務)」『東京経済雑誌』(第40巻)第990号(明治32(1899)年8月5日号)298頁。
- 37) 大原信久「財産目録調製に就て商法修正意見」『東京経済雑誌』(第46巻)第1154号(明治35(1902)年10月18日号)16頁。
- 38) 明治5(1872)年11月15日太政官布告第349号。
- 39) 芳川顕正督纂、英人啊爾唵濯度(Alexander Allan Shand. 筆者)述、海老原濟・梅浦精一訳、小林雄七郎・宇佐川秀次郎・丹吉人刪補校正『銀行簿記精法』巻之一乃至巻之五(大蔵省、明治6(1873)年)。  
「天下ノ事会計ヨリ重キハナシ」の序ではじまるこの書は、明治6(1873)年8月13日に完成、同年12月刊行であるから、福澤諭吉訳『帳合之法』(原書名：H. B. Bryant, H. D. Stratton, and S. S. Packard, *Bryant and Stratton's Common School Book-keeping; Embracing Single and Double Entry*, Ivison, Blakeman, Taylor, & Co., 1871.)の初編(明治6年6月刊)に比し発行は遅れたが、第一国立銀行への適用を意図し

- た、わが国最初の西洋式複式簿記書である。
- 40) 改正国立銀行條例第 77 条及び改正国立銀行成規第 66 条 (明治 9 (1876) 年 8 月 1 日太政官布告第 106 号)。
- 41) 片野、前掲 (注 34) 書、98、107 頁。
- 42) 明治 23 (1890) 年 8 月 25 日法律第 72 号。
- 43) 片野、前掲 (注 34) 書、102 頁。
- 44) 明治財政史編纂会『明治財政史第十二巻』(丸善、明治 38 (1905) 年) 616 - 619 頁。
- 45) 田中 (耕) 前掲 (注 18) 書、38 頁。
- 46) 田中 (耕) 同上書、45 - 46 頁。
- 47) 田中耕太郎『改訂 会社法概論 下巻』(岩波書店、昭和 30 (1955) 年) 416 頁。
- 48) 田中耕太郎『商法総則概論』(有斐閣、昭和 7 (1932) 年) 189 頁及び田中 (耕)『田中耕太郎著作集 7 商法学 一般理論』(春秋社、昭和 29 (1954) 年) 225 - 230 頁によったが、通説である。
- 49) 田中 (耕) 同上 (注 48)『商法総則概論』、197 頁。
- 50) 田中 (耕) 同上書、197 頁。大隅健一郎「商慣習法の効力」大隅健一郎『商事法研究 (上)』(有斐閣、平成 5 (1993) 年) 5 頁も、「商慣習法には商法典の任意規定はもとより強行規定をも改廃する効力があるものと解するほかない。」とする。
- 51) 大隅健一郎『法律学全集 27 商法総則』(有斐閣、昭和 32 (1957) 年) 225、236 頁。
- 52) 明治 44 (1911) 年 5 月 3 日法律第 73 号。
- 53) 松本、前掲 (注 26) 書、230 頁；松本、前掲 (注 28) 書、314 頁。
- 54) Passow, a.a.O.(Anm. 4), S. 112f.
- 55) 田中 (耕) 前掲 (注 18) 書、339 - 341、358 - 359 頁。
- 56) 大隅、前掲 (注 51) 書、234 - 235 頁。
- 57) 昭和 13 (1938) 年 4 月 5 日法律第 72 号。
- 58) 田中 (耕) 前掲 (注 18) 書、346 頁；大隅、前掲 (注 51) 書、235 頁。
- 59) 三辺金蔵『慶応義塾大学講座経済学 会計学』(慶応出版社、昭和 16 (1941) 年) 140 頁。
- 60) 下野直太郎「商法第廿六條財産評価規定は貸借対照表の作成にも適用すべきや否や」『会計』第 28 巻第 4 号 (昭和 6 (1931) 年 4 月号) 528 - 530 頁。
- 61) 下野、同上論文、530 頁。
- 62) 下野直太郎「商工省臨時産業合理局財務管理委員会発表標準貸借対照表を批評す」『会計』第 28 巻第 2 号 (昭和 6 (1931) 年 2 月号) 193 頁。
- 63) 例えば、柳楽健治「商法第廿六條財産評価規定と貸借対照表 (下野博士の論旨に対して)」『会計』第 28 巻第 6 号 (昭和 6 (1931) 年 6 月号) 932 - 941 頁、がある。
- 64) 明治 20 (1887) 年 3 月 23 日勅令第 5 号。
- 65) 明治財政史編纂会『明治財政史 第六巻』(丸善、明治 37 (1904) 年) 1 - 2 頁。
- 66) 明治 32 (1899) 年 2 月 10 日法律第 17 号。  

第一種 法人の所得	税率 25/1,000
第二種 公債社債の利子	税率 20/1,000
第三種 個人の所得	税率 10/1,000 ~ 55/1,000
- 67) 明治 32 (1899) 年 3 月 30 日勅令第 78 号。
- 68) Henry Rand Hatfield, *Accounting, its Principles and Problems*, D. Appleton and Company, 1927, p. 3.  
 なお、C. E. Sprague は、1896 年ニューヨーク州で初めて立法化された公認会計士法の下での最初の公認会計士の一人。ニューヨーク大学の商業・会計・財務学部の最初の教授団の一人でもあり、会計を数学及び分類科学の一部門と位置づけた (中野常男「スプレイグ」、神戸大学会計学研究室編『第 5 版会計学辞典』(同文館、平成 9 (1997) 年) 736 - 737 頁)。
- 69) 商法上の時価は単に財産目録を作成すべき当時の価額を意味し白紙的概念である。したがって、交換価額か営業価額か再取得価額かという疑問があるが、一般的に時価を交換価額の意義に用いるのが慣例である、とされる (田中 (耕)、前掲 (注 18) 書、358 - 359 頁)。
- 70) Henry Rand Hatfield, *Modern Accounting, its Principles and some of its Problems*, D. Appleton and Company, 1918, Reprinted by Yusyodo Booksellers, 1969, p. V (Preface).  
 なお、H. R. Hatfield は、「代数との古い結びつきにふさわしい、一つの等式から複式簿記は始まっている」とし、「財産 = 資本主持分」なる等式を主張する。H. R. Hatfield 会計学の原点である (*Ibid.*, p. 1, pp.1-34)。
- 71) Hatfield, *op. cit. supra* note 68, p. 66.
- 72) *Ibid.*, p. 66.
- 73) *Ibid.*, p. 66.
- 74) *Ibid.*, p. 74.
- 75) *Ibid.*, p. 75.
- 76) *Ibid.*, p. 75.
- 77) *Ibid.*, p. 75.
- 78) *Ibid.*, p. 75.
- 79) *Ibid.*, p. 76.
- 80) *Ibid.*, p. 76.

- 81) *Ibid.*, p. 79.
- 82) *Ibid.*, pp. 102-103.
- 83) Schmalenbach, a.a.O.(Anm. 7), S. 54f.
- 84) 山下、前掲(注15)書、225頁。なお、E. Schmalenbach 動態論に関する筆者の理解は、その多くを本書に負っている。
- 85) Schmalenbach, a.a.O.(Anm. 7), S. 91.
- 86) Ebenda, S. 93.
- 87) Schmalenbach, a.a.O.(Anm. 14), S. 16.
- 88) Ebenda, S. 51.
- 89) Schmalenbach, a.a.O.(Anm. 7), S. 70ff.
- 90) 拙著『税務会計の基本と法人税の実務』(清文社、昭和61(1986)年)48 - 63頁。
- 91) ここでの「継続性」は会計処理の継続性原則ではなく、「貸借対照表継続性」の意味である。
- 92) Schmalenbach, a.a.O.(Anm. 7), S. 73.
- 93) 井尻雄士「アメリカのファイナンシャル・レポーティング 新聞記事からみた最近の諸問題とその動向」『企業会計』第51巻第10号(1999年10月号)12頁。
- 94) 井尻、同上論文、12 - 13頁。
- 95) W. A. Paton, and A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association, 1940, pp. 18-21.
- 96) 筆者なりに比喩的に言えば、この二つの財務表は会計上の「一卵性双生児」である。

(2002年11月20日受理)